議第70号

三島市防災会議条例の一部を改正する条例案

三島市防災会議条例(昭和37年三島市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条第1号中「作成し、」の次に「及び」を加え、 同条第2号を次のように改める。

- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。 第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第 2号の次に次の1号を加える。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項中「の各号」を削り、同項第1号から第3号までの規定中「指名」を「委嘱」に改め、同項第4号中「命ずる」を「指名する」に改め、同項第7号中「指名」を「委嘱」に改め、同項第8号中「前各号のほか、」を「その他」に改め、「特に」を削り、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

第3条に次の2項を加える。

- 6 前項の委員の定数は、35人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号、第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条第7項の規定は、平成25年4月1日以後に三島市防災会議の委員として委嘱された者について適用し、同日前に三島市防災会議の委員として委嘱された者については、なお従前の例による。

平成24年9月11日提出